

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成29年9月29日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700173号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700107号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成17年12月27日は5万円から11万4,000円、平成18年12月22日は6万円から13万7,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月27日及び平成18年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月27日及び平成18年12月22日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月27日
② 平成18年12月22日

請求期間①及び②について、A社から、国に記録されている標準賞与額より高い額の賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていた。当該賞与に見合う標準賞与額が年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者に係る預金取引明細表並びに複数の同僚の給与支給明細書(賞与)及び預金通帳により、請求者は、A社から、オンライン記録において確認できる標準賞与額(請求期間①は5万円、請求期間②は6万円)を超える賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上述の預金取引明細表に記載されている振込額並びに複数の同僚の給与支給明細書(賞与)及び預金通帳から推認できる請求者の厚生年金保険料控除額により、請求期間①は11万

4,000円、請求期間②は13万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②に係る請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700179号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700108号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成17年8月10日は20万4,000円、平成17年12月27日は10万円から19万5,000円に訂正することが必要である。

平成17年8月10日及び平成17年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年8月10日及び平成17年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年8月
② 平成17年12月27日

請求期間①については、A社から賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたが、標準賞与額の記録がない。また、請求期間②については、記録されている標準賞与額より高い額の賞与を同社から支給されていた。請求期間の賞与が年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、金融機関から提出された請求者の預金取引明細表並びに複数の同僚の給与支給明細書(賞与)及び預金通帳により、請求者は、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

請求期間②について、上述の預金取引明細表並びに複数の同僚の給与支給明細書(賞与)及び預金通帳により、請求者は、A社から、オンライン記録において確認できる標準賞与額(10万円)を超える賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上述の預金取引明細表

に記載されている振込額及び複数の同僚の給与支給明細書（賞与）から推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は20万4,000円、請求期間②は19万5,000円とすることが妥当である。

さらに、請求期間①に係る賞与支払日について、上述の預金取引明細表における振込日から、平成17年8月10日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②に係る請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700121号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700106号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B事業所(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正14年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和22年10月15日から昭和23年2月1日まで

私は、昭和22年10月15日にA社B事業所に入社した。請求期間について、社会保険事務所(当時)に問合せしたところ、年金記録はないと回答されたが、同社からもらった勤続年数算定始期決定通知書によれば、昭和22年10月15日から勤務年数を算定する旨の記載がある。請求期間を年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者の保管する「勤続年数算定始期決定通知書」及びA社の事業を承継したC社の人事関係を委託されているD社が保管する「人事記録票」によると、退職金規定による請求者の勤続年数算定期間の始期については、昭和22年10月15日である旨記載されていることから、請求者は、請求期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、「A社史 業務編」によると、当時の厚生年金保険の取扱いについて、退職金規程とは別の取扱いに基づき加入する旨の記載があることから、請求者に係る請求期間が退職金規程による勤続年数算定期間であったことをもって、厚生年金保険の被保険者であったとまでは言い難い。

また、D社は、請求期間当時の厚生年金保険に係る事務の取扱いについては、不明である旨回答している上、同社が保管する「厚生年金被保険者台帳」においては、オンライン記録と同様、請求者は、昭和23年2月1日から厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の記載がある。

さらに、請求者は、請求期間にA社B事業所から支給されていた給与から厚生年金保険の保険料が控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を保管していない。

加えて、請求期間においてA社B事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる同僚に対して照会したところ、複数の同僚が自身の記憶している入社日とオンライン記録の被保険者資格取得日は相違し、最初は試用期間があった旨陳述している。このことを踏まえると、同社においては、勤務していた従業員の全てについて入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得する取扱いではなかった状況がうかがわれる。

このほか、請求者に係る請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。